

1. 世田谷区の「住民参加の街づくり」の現状について、お考えをお示してください。

残念ながらご質問の範囲が判りかねます。うまくいっている現状もあればうまくいっていない現状もある、ということだと思いますが、うまくいっていない事例は議会に対して陳情という形で来ることが多いので理解しておりますが、結構うまくいっている事例もそれなりにあるようです。また住民参加の度合いもさまざまでしょうし、度合いの高低よりも地域の合意の可能性の方が優先される場合もあるでしょう。また基本的に街づくりは全員が同じ価値観ではないという前提でスタートし、最終的にはより多くの合意でゴールに至るものだと考えられますので、それぞれの状況はそれぞれだろうと思います。こちらとしては何をお答えすれば良いのか検討が付きません。

2. 以下、現行街づくり条例又は素案についてお尋ねします。

前文を置くことについて、どうお考えですか。符号に をお付けください。

ア. 前文はあった方がよい

イ. 前文はなくてもよい

ウ. その他

前文を置く方がわかりやすいということの良いという人もいれば、条例文にしたほうが良いという人もいます。こだわりのある人にとっては重大な問題だと思いますが、それらを十分尊重した上で、条例の運用面で差がないと考えます。もしこちらの知識不足で、特定のこだわりを超えて条例上の運用面で差が生じるようであればご教示いただきたいと思います。再考します。

国や都の公共事業やその他の都市計画事業も街づくり条例の対象とすることについてどうお考えですか。符号に をお付けください。

ア. 当然である

イ. 場合による

ウ. 必要ない

エ. その他

これは一言では答えられません。国には国会があり国民があり、都には都議会があり都民があり、ということを考えれば全体の整合性の問題を抜きにしては答えられないのではないのでしょうか。例えば恐縮ですが、減税は好ましいことですが、限りなく減税をした場合、福祉の財源はどうするのでしょうか。一つの面だけを論じて連関する他の面を考えないのであれば責任のないことになると思います。

前問に関連して、現行街づくり条例（素案も同じ）第3条第2号の「事業者」の定義中の「公共的団体」、「それに準ずる団体」とは何を指すとお考えですか。例示でも結構です。

これは、まさに審議を通じて提案者（区長）に質す事項だと考えますが、それとも区独自に制限列挙すべきだというお考えからの質問でしょうか。

現行街づくり条例（素案も同じ）には、第9条をはじめ「区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする」との規定がありますが、この措置とは、どのような措置とお考えでしょうか。また、どのような措置が望ましいとお考えですか。都市整備方針策定の場合を例にお答えください。

前項と同じく、議会として提案者（区長）に質すべき事項ではないかと思われれます。街づくりの有りようは、全部異なると思われれます。となればそれらの措置というものがある

